

平成21年度第10回庁議 会議録

[日 時] 平成22年1月8日(金) 午前8時30分～午前8時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※経済部は総括次長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 組織機構改革(案)について

(企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。新年になって初めての庁議になりますが、今年1年間この庁議を行政執行の方針決定の最高の場と位置付けますので、活発な意見や論議をお願いしたいと思います。

2 議事

(1) 組織機構改革(案)について

(企画部)

市長 それでは、議事に入る。

組織機構改革(案)について、企画部から説明をお願いします。

<別添資料、組織機構改革(案)関係資料に沿って説明>

<企画部長>

企画部であるが、総合政策課に行政改革推進課の行政改革推進係を移管する。政策担当機能の強化ということである。また、行政改革推進課については、課の名称を秘書広報課に改め、市民部広報相談課の広報と広聴の部分を統合するということで、広報広聴機能を一元化し、行政改革推進課にある政策広報係との統合を図っていくという考え方である。また、港湾管理課を新たに設置する。県の管理港湾については、港務局で事務処理を行なうことができないことから、従来総合政策課で事務処理を行っていた。実態としては、事務処理については、港務局にお願いをしていたということもあり、それを正常化するという意味で新たに港湾管理課を設ける。ただし、職員については、港務局の職員が兼務をするということで、人員については、変わらないという考え方である。

続いて、総務部である。総務部防災安全課については、市民部広報相談課の交通安全係を安全安心に関する事務の一元化を図るということで移管する。また、債権管理対策室を新たに設ける。債

権管理の一元化を図り、債権対策を強力に推し進めていくというものである。

続いて福祉部については、内容の変更はない。

続いて市民部である。市民活動推進課については、係名としてあった市民活動係、生涯学習係を実態に合わせ、協働推進係と地域交流係に係名を改める。消費生活センターについては、従来広報相談課が担当していた消費生活相談について、消費者安全法という新たな法律ができ、それに対応するため、消費生活センターを新設し、窓口機能の強化、消費生活行政の推進を図るものである。

つづいて、環境部である。環境施設課の清掃センターにある係名を実態に合わせ変更するものである。

経済部、建設部については、変更はない。

教育委員会については、発達支援課について、今年度から室から課となったが、様々な相談などを現場に即したかたちでやっていくため、こども発達支援センターを平成22年10月から新たに設ける。

水道局については変更はない。

消防本部については、消防本部に新たに通信指令課を設ける。従来は、北消防署に通信指令室があったが、全体的に指令を出すという観点からみると消防本部にある方が命令系統として良いということによって課へ移行する。

以上、新たに課が3つでき、課（広報相談課）が1つなくなり、1課1室の増となっている。課としては、2課増えるという事であるが、先程も説明をしたが、港湾管理課については、実態的な内容としては、今までの内容を踏襲していくということなので、実質的には、1つの課が増えるということである。ただし、市民部の消費生活センターについては、センター自体の法的な位置づけであるとか、どのような権限を持たして決裁ラインをどうするか、また、係の関係等について若干詰まっていない所があるため、担当である市民部と関係部局との間で最終的な調整を行い、決定をしていきたいので、若干の変更があるということによって理解していただきたい。以上である。

市長 以上のような、平成22年度の組織機構ということで、一部消費生活センターについては、再度詰めを行なっていくという保留的なところがあるが、それを除き何か確認等はないか。

現在の長期総合計画が来年度で終了し、次の第五次長期総合計画があり、また、行革大綱も23年度からの次の段階に移る。そういう意味では、現在の大部大課制の原則を維持して、その中でこういう組織にしたいということであるし、第五次長期総合計画の内容によっては、次年度の時には、もう少し大幅な見直しもあるかもしれないということしていきたい。現在については、それぞれ職員も増えない、あるいは、減少する中での仕事ということで、大変ご苦労と思うが、一人一人の能力の向上と一層の協力と効率化ということでお願いをしたいと思います。

今年1年、障害者、特に知的障害者の方の雇用について、新居浜市役所という事業主としての責任も果たしたいと思うし、民間企業への障害者の雇用拡大を促していきたい。発達支援課もできて様々な支援をしているが、目標とするのは、その人として

十分能力を発揮して、いわゆる仕事をする中で生きがいとか社会に貢献できるということを発揮できるようにして欲しいと思っている。知的障害者の方の就労については、一般企業でも福祉的な作業所の就労というものはあるし、一部民間企業の雇用もあるが、なかなか前提となる理解がまだ難しいとか雇う方が及び腰になるとか難しさがあつた。ただ、これを是非、申し上げたとおり新居浜市役所が率先してその責任を果たしていきたいということであるし、民間企業で行なわれている例等から十分能力も発揮していただけるというふうに思っている。1年かけてその準備をしていただいたが、市役所全体の業務を支援してもらうということでイメージしている。作業的なものもあるし、人によってはもう少し能力を発揮できるものもあるので、それを総務課の中でやっていただくということで今準備をしている。その説明はもう少し詳しく今度したいと思うが、是非そういう意味での理解をしておいて欲しい。また、協力もしていただきたいと思っている。

従来、それぞれの課で障害者の方を雇用した場合、その課の中で障害者の方に対して仕事を指導したり、やってもらうということだったが、それではなかなか難しさがあるので、複数集まってもらって、そこで庁内全体の中の業務をやっていただくということでやっていきたい。内部の組織の名称の問題と対外的なアピールは別々でもできるということは理解して欲しいと思う。

現在、定員管理のヒアリングをしているが、要望は確かにいろいろあると思うし、気持ちはわかるが、冒頭申し上げたような現在の人員の中で最高の結果が出るように是非お願いをしたい。

何か連絡事項はあるか。

福祉部長

新型インフルエンザワクチンの接種であるが、優先接種対象者である65歳以上の高齢者の接種が決まった。接種が1月12日の週から始まる。その後、優先接種対象者外であった19歳から64歳までの健康な成人についてもワクチン接種を実施する方針である。時期が決まりしだい、自治会の回覧等による広報を行なっていくこととしている。

市長

他に何か連絡事項はあるか。

ないようなら、これで第10回庁議を終わる。